

# 第1章 計画の位置付け

## 1-1 計画策定（改定）の趣旨

本市では、廃棄物行政の目的が生活環境の保全や公衆衛生の向上という本来のものから循環型社会の形成に重点を置いたものに変遷しつつあることを踏まえて、平成14年3月に「資源循環型都市いちかわ」を目指すべき将来像に掲げた「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」を策定し、生活排水の適正処理を図ってきました。

その後、平成22年3月には、地球環境問題の深刻化や少子高齢化などの廃棄物処理を取り巻く状況の変化に対応した適切な取り組みを強化していくため、「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）」のうち、生活排水処理に関する事項（生活排水処理基本計画）を見直し、新たな計画（以下「前計画」という）を策定しました。

前計画では、環境への負荷をできる限り低減するという「環境保全」の視点に加えて、市民・事業者との「協働」や、廃棄物処理や循環的利用における「経済性」や「安定性」の視点も取り入れて、生活排水の適正処理を図ってきました。

今日では、市内の河川の水質については一定の改善が確認されており、水生生物の姿も確認されるようになってきた一方で、未だに約9万人分の生活雑排水が未処理のまま排出されている現状があり、市内に多くの都市河川や水路が流れ、海に面した本市にとって、自然との共生を進めていく上で、水環境との密接な関わりを持つ生活排水の処理は、引き続き重要な問題となっています。

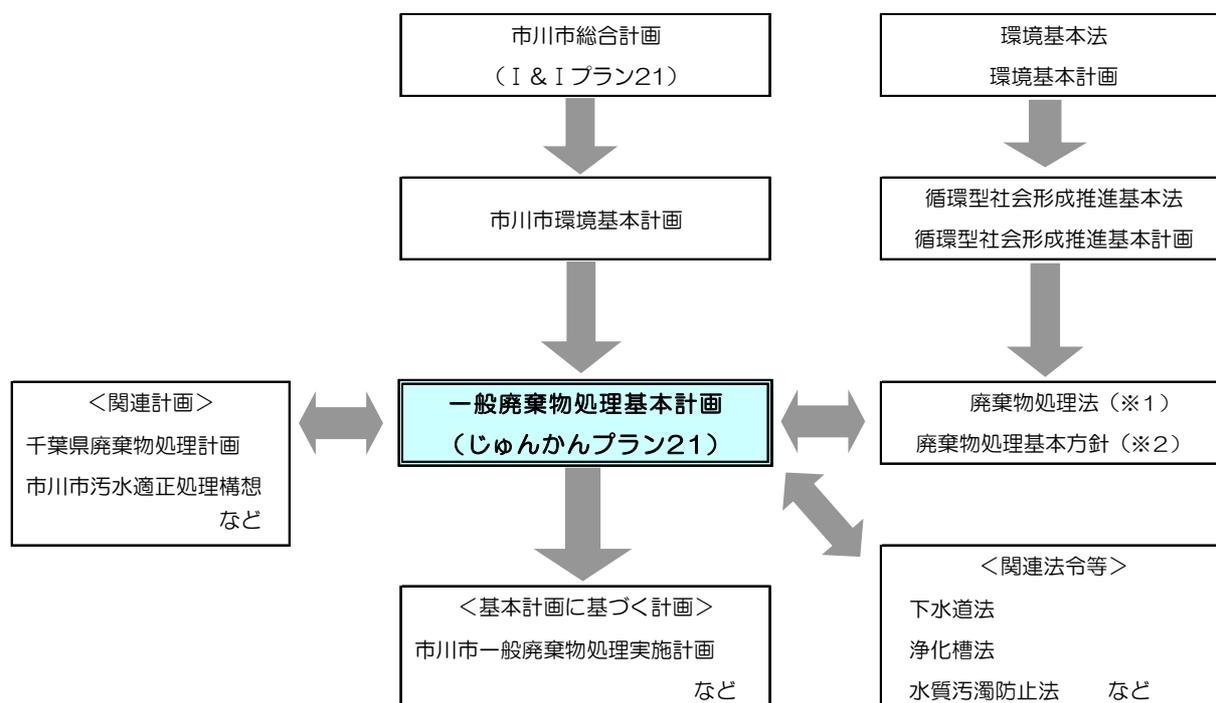
また、国においては、污水处理施設の早期整備の方向性を示しており、市川市においても、平成28年3月に「市川市污水適正処理構想」を改定し、下水道の整備を早急に進めていくこととしています。

このような状況の中で、これまでの取り組みの成果や数値目標の達成状況、人口の将来推計や本市における下水道関連の計画等を踏まえて見直しを行い、改定するものです。

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物（生活排水）処理の推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

また、本計画は「市川市総合計画（I & Iプラン21）」に示された将来都市像及び基本目標を実現するための廃棄物部門における個別計画であり、「市川市環境基本計画」との整合を図るとともに、循環型社会形成推進基本法その他の関連法令や国・県の関連計画を踏まえて策定します。



※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、平成28年1月環境省告示第7号により変更）

図1-1 本計画の位置付け

### 1-3 計画の対象範囲

本計画は、本市の区域内で発生する一般廃棄物のうち「生活排水」を対象とします。

- 対象地域 : 市川市（全域）
- 対象面積 : 56.39 km<sup>2</sup>
- 対象人口 : 48万6千人（平成30年4月1日現在）

なお、本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する計画（生活排水処理基本計画）であり、ごみに関する計画（ごみ処理基本計画）については、別途、計画を策定しています（平成27年5月策定）。

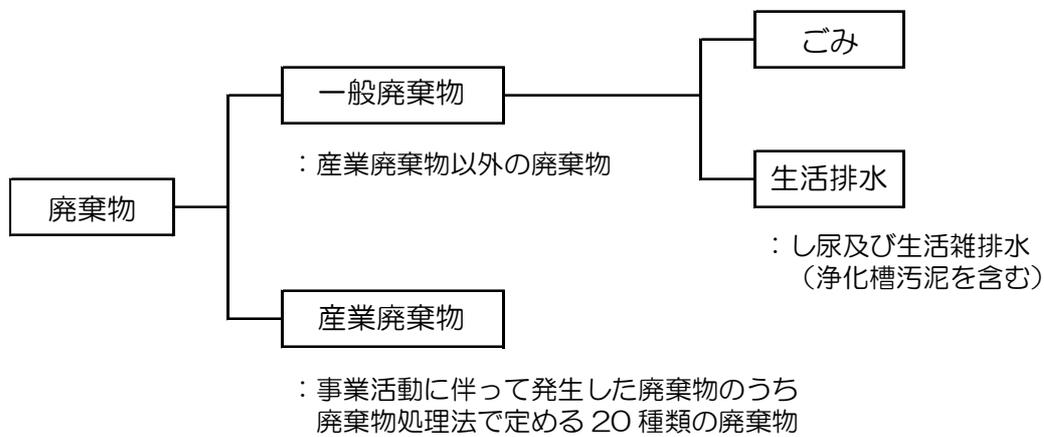


図1-2 廃棄物の区分

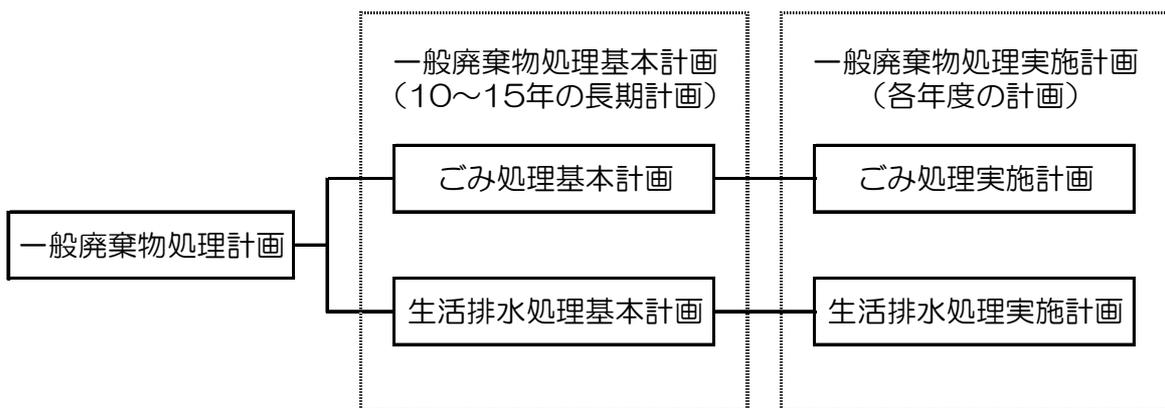


図1-3 一般廃棄物処理計画の構成

## 1-4 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までとします。

また、数値目標の設定においては、平成40年度を目標年次とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに見直すとともに、廃棄物処理を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や廃棄物処理に関する国の方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合については、随時見直しを行うものとします。

表1-1 計画期間・目標年次の新旧比較

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
前計画 (平成22年3月策定)		→																			
本計画 (平成31年3月策定)																					

図表の注釈: 前計画の目標年次は平成30年度、本計画の目標年次は平成40年度。平成29年度に改定が行われた。

### ※ 浄化槽に関する用語の使い方について

平成12年の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されましたが、本計画では、従来から一般的に使用されている「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」という用語を使用し、それらの総称を「浄化槽」として表記します。

「合併処理浄化槽」：し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽

「単独処理浄化槽」：し尿のみを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽

法改正により、原則として新設が禁止されているが、既存の単独処理浄化槽の維持管理については、「みなし浄化槽」として法の規定が適用される。

「浄化槽」：合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の総称